

倒産・解雇や雇い止めなどで離職された方へ

平成22年4月から

国民健康保険税が軽減されます

対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人

- ①雇用保険の特定受給資格者
(例 倒産、解雇による離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者
(例 雇い止めなどによる離職)

軽減内容

国民健康保険税の算定基礎となる、前年の給与所得を100分の30とみなします。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退すると終了します。



昨年離職している人

平成21年3月31日以降に離職された人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※平成21年度の保険税は対象になりません。

申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証・国民健康保険証・印鑑

問 くらし部健康課

☎(23)9135



担当:久保

国民健康保険証を紛失してしまったら…

保険証を紛失したり、破れて使えなくなった時は、再発行できます。印鑑・免許証等の身分証明書をご持参ください。

《期間》5月14日(金)～24日(月)

軽自動車税の減免申請を受け付けます

軽自動車を所有し、身体(精神・知的)に障がいがあり、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

対象

- ①身体に障がいがあり歩行が困難な人が軽自動車を所有する場合
- ②18歳未満の身体に障がいがある人と生計を一つにし、軽自動車を所有使用する場合
- ③身体に障がいがある人が所有する軽自動車を生計を一つにする人が、当該身体障がい者等のために、通院・通学・通所等に使用する場合
- ④身体に障がいがある人が所有する軽自動車で、身体障がい者等のみで構成される世帯を常時介護するために使用する場合
- ⑤車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車を所有する場合

注意事項

- ①普通自動車税の減免や福祉タクシー利用助成券を受給する等の併用はできません。

必要な物

- ②公益のために専用する軽自動車等についても減免の対象となります。
- ③すでに減免の現況届を提出された人で、減免理由に変更がない人は、改めて申請する必要はありません。

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②運転免許証 ③車検証 ④印鑑

- ⑤平成22年度軽自動車税納付書(納めていないもの)

※納税されないと、減免申請はできませんので注意してください。

減免申請期間

5月14日(金)～5月24日(月)

※土・日曜日を除く8時30分～17時15分

※両支所総務課でも受け付けます。

問 政策部税務課

☎(23)92020



担当:淵